

「中小企業金融円滑化法」の期限到来後における
当金庫の対応についてのお知らせ

柏崎信用金庫では、平成 21 年 12 月 4 日に施行された「中小企業金融円滑化法」に基づき、地域の中小企業および個人のお客様に安定した資金供給の実施と借入条件の変更・相談等にも真摯に対応してまいりました。

また、経営改善支援におきましても、外部機関との連携を図りながら地域金融の円滑化に向けて全力でサポート体制を取ってまいりました。

当金庫では、こうした取組みが同法の期限到来後も地域経済には不可欠なものであるとの認識のもと、これまでと同様変わることなく地域金融の円滑化に取り組んでいくことをお知らせいたします。